

令和5年9月8日

第一学年保護者 各位

学校法人堀越学園
堀越高等学校

学習用タブレット端末等の更なる負担軽減について

仲秋の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

先日、1学年の全ご家庭宛に学習用タブレット端末等の購入負担軽減のご案内をお配りいたしました
が、このたびは、対象世帯に対する更なる負担軽減につきまして下記の通りご案内いたします。

記

負担軽減対象世帯及び助成金加算額

対象世帯	提出書類	加算額
○所得が一定基準以下（年収約350万円未満）の世帯 （保護者の合算） ・生活保護受給世帯 ・保護者全員が住民税非課税の世帯 ・住民税課税証明書において、「都道府県民税所得割 及び区市町村民税所得割の合計額」の保護者全員 の合算額が、85,500円未満の世帯	・生活保護受給証明書 ・保護者全員分の住民税非課税 証明書または住民税課税証明書 どちらか1点提出	¥30,000
○多子世帯 ・23歳未満の扶養する子が3人以上の世帯	・住民票（世帯全員分） ・保険証（世帯全員分） 両方提出	¥15,000

※所得が一定基準以下の世帯と多子世帯の両方を同時に受けることはできません。

※提出書類は、写しで構いません。また、令和5年度分の書類をご提出お願いいたします。

※保護者の扶養状況及び扶養者の年齢がわかるようにご提出お願いいたします。

提出期限：令和5年11月10日（金） **提出場所：事務室窓口**

郵送先：〒164-0011 東京都中野区中央2丁目56番2号
堀越高等学校 事務室宛

※必要書類をご持参またはご郵送ください。郵送にて提出される際は簡易書留でご郵送ください。

※提出時は、学年・クラス・生徒氏名を記載してください。

何かご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

堀越高等学校 事務室 TEL 03-3363-7661

以上